

商品分類に関する指針に関する委員会決議

平成20年9月11日制定

この委員会決議は、商品分類に関する指針の運営に当たっての留意事項を定める。

1. 「投資対象資産による区分」について、「主たる」とある点を以下に掲げる事項に留意して区分するものとする。
 - (1) 目論見書又は投資信託約款において、おおむね100%又はそれに近い運用を行うことを意味する“〇〇でのフルインベストメント運用を基本とする”又は“〇〇を高位に組入れることを基本とする”等の文言が明記されている場合など、組入資産による主たる投資収益が実質的に〇〇を源泉とすることが明確な場合をいう。なお、「〇〇」には、「株式」「債券」「不動産投信」「その他資産」のいずれか単一の資産クラスの記載があるものをいう。
 - (2) 目論見書又は投資信託約款において、「株式」「債券」「不動産投信」「その他資産」のいずれか単一の資産クラスを主要投資対象とする旨の記載があり、(1)の基準と同等の内容であることが、委託会社において確認できるものをいう。
 - (3) 「資産複合」は、(1)、(2)以外のものであって、目論見書又は投資信託約款において、実質的に“複数の資産クラスを主要投資対象とする”等の文言が明記されている場合をいう。

2. 「投資対象地域による区分」について、「主たる」とある点を以下に掲げる事項に留意して区分するものとする。
 - (1) 目論見書又は投資信託約款において、“「海外」の資産をおおむね10%以内とする”又は“「海外」の資産をおおむね10%程度とする”等の文言が明記されている場合など、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とすることが明確な場合を「国内」と区分する。(同等の内容であることが、委託会社において確認できるものを含む。)
 - (2) 目論見書又は投資信託約款において、“「国内」の資産をおおむね10%以内とする”又は“「国内」の資産をおおむね10%程度とする”等の文言が明記されている場合など、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とすることが明確な場合を「海外」と区分する。(同等の内容であることが、委託会社において確認できるものを含む。)
 - (3) 「内外」は、上記(1)、(2)以外のものとして区分する。

3. 「投資対象地域による区分」については、主たる投資対象資産が「株式」の場合には「発行体所在国」を、主たる投資対象資産が「債券」の場合には「通貨」を判断基準として投資対象地域を区分するものとする。ただし、「債券」については、信用リスク等を考慮し、「発行体所在国」を判断基準とすることが適切な場合にはこの限りではない。なお、「商品」、「株式」など収益の源泉となる原資産をもつ「仕組債」の場合については、収益の源泉となる原資産の「発行体所在国」を判断基準として区分するものとする。

4. ファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズの「投資対象資産」による属性区分については、「商品分類に関する指針」の「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき、「その他資産(投資信託証券)」と区分するものとする。ただし、「その他資産(投資信託証券)」の実質投資対象資産を明確にする観点から、実質投資対象資産について併記することも可能とする。

附 則

1. この部会決議は、平成21年1月1日から実施する。
2. 平成20年10月1日以降、「商品分類に関する指針に関する部会決議」は「商品分類に関する委員会決議」に改める。